

つくばみらい市上下水道事業告示第1号

つくばみらい市上下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定の変更について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき指定した出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を次のとおり変更するので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示する。

令和7年3月12日

つくばみらい市長 小 田 川



変更前	出納取扱金融機関	株式会社常陽銀行
	収納取扱金融機関	株式会社筑波銀行
		株式会社みずほ銀行
		水戸信用金庫
		茨城県信用組合
		株式会社三井住友銀行
		株式会社東日本銀行
		結城信用金庫
		茨城みなみ農業協同組合
		株式会社ゆうちょ銀行
		中央労働金庫
変更後	出納取扱金融機関	株式会社筑波銀行
	収納取扱金融機関	株式会社常陽銀行
		株式会社みずほ銀行
		水戸信用金庫
		茨城県信用組合
		株式会社三井住友銀行
		株式会社東日本銀行
		結城信用金庫
		茨城みなみ農業協同組合
		株式会社ゆうちょ銀行
		中央労働金庫

変更日 令和7年4月1日